

こうじょうけいりきてい 工場経理規程 国鉄の工場には業務の内容を異にする種々の工場があって(＊工場)、それぞれ工場経理の処理手続を異にしているが、本規程は車両工場の経理を対象とするものである。なお車両工場で取扱う金銭、物品、財産等の一般国鉄会計事務については、一般国鉄会計法規によって処理することとされている。車両工場の経理の処理方については、明治4年に新橋工場(現在の大井工場)が開設されて以来、種々の変遷を経てきたが、現行規程は昭和30・3・31総裁達第145号で制定され、同年4・1から実施されている。

本規程は工業会計特有の製品原価計算制度を中心として規定され、9章88条、附則、別表、作帳および作報からなっている。第1章総則には目的、適用の範囲、用語の意義等総則的事項を規定し、財政勘定および原価整理勘定に記帳された計数にもとづいて、工場月次試算表および経営成績表を作成することを明らかにしている。第2章人工(にんく)の計算には、工事量算定の単位となり、間接費および管理部門費の配賦基準となり、原価計算および賃請加給計算の基礎となる＊人工について、具体的に体系的に規定するとともに、人工計算の前提となる工場における作業を賃請作業および常用作業に分類し、これらをそれぞれ工事作業および雑役作業に区分し、さらに工事作業および雑役作業の内容を明らかにしている。第3章予算には、予算実施計画調書の作成から予算実施計画の通達までの手続および収支見込額調書の提出について規定している。前者については予算実施計画調書作成前に5種工事(一般工事および営繕工事以外の間接工事、蓄電池工事、鋳物工事、製材工事、間接工事)に標準配賦率および標準能力人工を策定し、かつ予算実施計画には、標準配賦率の外に、規格工事については標準人工、標準材料費および標準直接経費を明らかにし、標準原価をもって実際原価を統制する方向を示している。第4章工事の取扱については、工場における作業中主として工事作業の取扱について規定している。工場長が工事の施工を命令する場合を列挙し、工事命令券→工事通告券→施工券の順序で工事は施工されるに至る。さらに落成工事および未落成工事の取扱方を明らかにし、なお工場における取扱手続の細則については各工場において制定すべきことを規定している。第5章原価計算は本規程の中核をなすものであって、製品原価を正確に計算し、実際原価と標準原価との差異を分析して不良原因を排除し、工場経営を原価計算制度を通じて管理する方途を示している。本章は3節からなっており、第1節通則は、標準原価計算と実際原価計算の共通事項について規定している。原価を計算手続上直接費、間接費および管理部門費に区分し、さらにそれぞれの内容を明らかにしている。原価外要素については列挙主義を排し、異例の支出はすべて原価外要素とし、その範囲については経理局長が定めることになっている。つぎに実際原価と標準原価の差額を原価差異とし、原価差異分析を明らかにし、各工事の標準原価および実際原価は原価整理簿において記帳整理することを規定している。第2節標準原価計算は、標準原価計算の目的を示し、標準原価を純粋の標準原価(標準材料費、標準直接経費および標準配賦率に標準人工を乗じた額の合計)および部分的標準原価(材料費実費額、直接経費実費額および標準配賦率に実際工事人工を乗じた額の合計)に区分し、それぞれの標準原価に属する工事を工事種目表の工事区分により列挙している。第3節実際原価計算は3款からなり、第1款通則は各工事の実際原価計算上の共通事項について規定している。ここに規定する実際原価は一部予定計算による実際原価(予定の実際原価)である。すなわち直接材料費および直接経費は実費額であるが、間接費および直

化接給は原価計算の迅速化、計算事務の簡易化および期間平均のために予定計算によることとし、したがって1人工当りの間接費等配賦率および管理部門費配賦率は予定配賦率である。間接費等配賦率は5種工事ごとに設けるが、必要に応じさらに細分して設けることができる。管理部門費配賦率は各工事とも同率である。これらの配賦率は予定率なので、実際率と一致させるために適時改訂することになっている。さらに以上の配賦率算定の基盤として部門費計算について規定している。補助部門費を製造部門に配賦する際は直接配賦法によることとし、直接配賦法によりがたい場合は他の方法によることができる。副生産発生額および工場外供給電灯電力料は間接費を低減し、雑入は一部を除き管理部門費を低減する。各工事の未成品の実際原価は原則として1工事ごとに算定するが、1工事ごとに算定困難な場合は工事種目表の工事ごとに算定する。さらに併施工事の実際原価、誤作品等につき規定している。第2款一般工事費は一般工事の範囲、一般工事の原価計算単位、原価計算単位当りの実際原価の算定方式および工場予備品の加修費等の負担方について規定している。第3款一般工事費以外の工事費は蓄電池工事、鋳物工事、製材工事および間接工事のそれぞれの工事区分、原価計算単位および原価計算単位当りの実際原価の算定方式について規定している。第6章勘定の整理は原価簿記計算制度について規定している。工場会計の特色は原価計算にあるが、原価計算はそれ自体として自己管理組織を持たないのでその計算結果を自ら検証する機能を欠き、計算の正確性・確実性を期しがたい。この欠点を除くために簿記機構内に原価計算を入れて、原価計算の弾力的計算形式に対し、原価簿記の強制的計算形式によって、製作修繕過程に生ずる経済価値を期間的に記録し、原価計算の計算結果に信憑性を与えることを目的として規定したものである。原価整理勘定として費用勘定、第1原価勘定、管理部門費勘定、第2原価勘定、収入勘定、配賦差額勘定および原価差異勘定を設け、それぞれの貸借記入事項につき規定している。第7章工事費等の回収手続は、工事費の回収は標準原価をもってすることを原則とし、貯蔵品製作工事費の回収は見積原価をもって回収することもできることを規定している。第8章部外工事の価格は、部外工事の価格の構成要素は部内工事の価格の構成要素と異なる点を明らかにし、その構成要素を列挙している。その他材料評価の特例、評価差益の処理等について規定している。第9章雑則は、工場経営に関する諸報告書の作成および提出につき規定している。別表においては工事種目表、原価整理勘定科目表等の内容を明らかにし、作帳および作報においては帳簿および報告書類につきその形式を明らかにしている。(竹沢謙二)

こうじょうげんかけいさん 工場原価計算(国鉄車両工場の) 国鉄車両工場における原価計算は、明治4年創業当時行われていたかどうかつまびらかでないが、明治9年には客貨車を製造し、同26年には国産蒸気機関車の第1号が誕生しているから、当然計算手続があったにちがいない。わが国における製造原価計算は、明治の初年造船会社が採用したのが最古のものであることから考えても、国鉄工場におけるその発達は遅かったといえる。

現在のものは大正12年達第160号による工場経理規程を原形とするものであるが、そのときまでは部門費計算は行わず、工場の間接費総額を職工(当時の用語による)の実働時間または直接賃金で割り、平均1時間または1円当りの配賦率を算出して、これによって各工事の負担額を計算するやり方を探っていた。このきわめて単純な方法が60年近く大正末期までつづけ